

経済産業委員会

平成25年6月19日（水）

午前10時01分～午前11時08分

議会第3会議室

【出席委員】池田正弘委員長、山田誠一郎副委員長、山下伸二委員、  
原口忠則委員、亀井雄治委員、堤正之委員、山口弘展委員、  
西村嘉宣委員、江頭弘美委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・経済部 香月経済部副部長兼観光振興課長
- ・農林水産部 田中農林水産部長
- ・市民生活部 喜多市民活動推進課長
- ・農業委員会 鬼崎事務局長
- ・交通局 眞子局長  
ほか、関係職員

【案件】

- ・付託議案について（審査）

○池田委員長

ただいまから経済産業委員会を開会いたします。

初めに、池田経済部長が本日、欠席されるとの報告があつておりますので、御報告いたします。

それでは、最初に申し上げます。当委員会は会議録作成支援システムを使用しております。発言される方は必ず挙手をして、委員長の指名を受けてから、マイクにある青いボタンを押してお話してください。なお、マイクは後押し優先になっております。発言後に再びボタンを押さないようお願いいたします。

次に、本委員会の審査日程をお諮りいたします。

お手元に配付しております審査日程どおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議がないようですので、この審査日程のとおり、審査を行います。

なお、付託議案の審査のため、現地視察を御希望される場合は審査終了までにお申し出ください。

それでは、審査に入りたいと思いますが、その前に農業委員会及び交通局は今回、提出

議案がございませんので、この場で4月の人事異動に伴う課長級以上の職員紹介をお願いしたいと思います。

◎職員紹介

○池田委員長

それでは、審査日程に基づき付託議案の審査に入りますので、経済部以外の方は退席をされて結構です。

◎経済部以外の職員退室

○池田委員長

それでは、先に支所長が見えられましたので、支所長の紹介をお願いします。

◎支所長紹介

○池田委員長

それでは、人事異動に伴う経済部の課長級以上の職員紹介をお願いします。

◎職員紹介

○池田委員長

それでは、付託議案に関係のない職員の方は退室していただいて結構です。

◎関係職員以外退室

○池田委員長

それでは、経済部に関する議案の審査を行います。

まず、第48号議案について審査を行います。

執行部の説明を求めます。

◎第48号議案 佐賀市工場等立地奨励条例の一部を改正する条例 説明

○池田委員長

それでは、この第48号議案について御質疑のある方は挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

そしたら、ないようですので第48号議案の審査を終了いたします。

次に、第49号議案を審査いたします。

執行部の説明を求めます。

◎第49号議案 佐賀市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例 説明

○池田委員長

ただいま説明がございました。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、第49号議案の審査を終わります。

次に、第43号議案について説明を求めます。

◎第43号議案 平成25年度佐賀市一般会計補正予算(第1号)中、第1条(第1表)歳出 第

## 7款 説明

### ○池田委員長

それでは、ただいま説明がございましたが、委員の皆さんの質疑を求めます。

### ○山口委員

工業振興費のICT関係なんですけど、緊急雇用事業ですね。これはベンチャー企業にこの9,247千円というのはそっくりそのまま行って、1社のベンチャー企業が4名を一度に雇用するという形になるのでしょうか。

### ○百崎工業振興課長

今2社を想定しております。2社で雇用していただいて、2人ずつ雇用していただいてという形で、対象企業のほうに委託料を出すという形になります。

### ○山口委員

そしたら、未就業者が対象だということなんですけれども、その未就業者の方はベンチャー企業に行って、一旦雇用される形になるんですかね。

それで、1名ずつで割ったら多分230万円ぐらいになると思うんですけれども、その230万円ぐらいというのは、あくまで企業の取り分なのか、未就業者でそこに入った人にもその中から幾らかの給料みたいなものが払われるのか。

### ○百崎工業振興課長

雇用対象企業のほうで雇用される形になります。それで、この事業の要件として2分の1以上の賃金を払うという形になっておりますけど、今のところ積算では8割ぐらいを未就業者で就業された方に支払っていただくような形で想定をしているところでございます。

### ○山下伸二委員

8目の消費者行政費のところの一番下の消費生活パンフレット作成委託料、これは予定としては何部ぐらい発行されるのでしょうか。

### ○喜多市民活動推進課長

1,000部予定しております。

### ○山下伸二委員

広く市民の方に啓発していくためにということだったんですが、その1,000部発行したパンフレットはどのような形で配布をしたりだとか、例えば、窓口に置いたりだとか、そこら辺の広く周知するための方策をどういうふうにお考えでしょうか。

### ○市民活動推進課参事兼消費生活センター所長

委託先を探しまして、そこで配ってもらって地域のほうに浸透して消費者トラブルとかの解決の一助になればと思っています。

### ○山下伸二委員

委託先というのは、ポスティングをしてくれる業者みたいなところに委託をするということですか、それとも業者がずっと持って——どういったところに委託されるんですか。

○喜多市民活動推進課長

佐賀市の消費者の相談業務を委託しております消費生活相談員の会さがというところがございまして、そこのノウハウを使ってですね、そちらに委託をする予定で考えております。

○山下伸二委員

そしたら、70万円上がっている分は、パンフレットを作成して、そして、そこに配布をしてもらうまでの委託料が入っているということですか、それとも、とりあえず印刷作成費だけの費用ということでしょうか。

○喜多市民活動推進課長

パンフレットの作成費用としては約47万円程度、それから、啓発活動の業務としまして23万円程度と考えております。

○山下伸二委員

1,000部というのは何かえらい少ないような気がするんですけども、1,000部ぐらいで本当に広く市民に啓発をすることができるのかちょっと疑問なんですけど、その辺どうでしょうか。

例えば、高齢者のところにターゲットを絞るとかですね、そういうことを考えての1,000部ということなのか、それとも、費用がこれしかなくて、1,000部しかつけれないからということなのか、その辺どうでしょうか。

○市民生活課副課長兼消費生活センター副所長

予算の積算上は1,000部ということにいたしておりますけども、1つの広報活動のあり方としましては、例えば、自治会とか、あるいは民生委員会とか、校区内の会合を通じまして、そこに配付をして、具体的にはその地区の方々にお任せすることになりますけども、例えば、回覧という形をとるとかいったことも含めてですね、このような1,000部ということで予算を計上しているといったこととございます。

○山下伸二委員

もうこれ最後要望ですけども、自治会によっては単位自治会で600を超える単位自治会があるわけですね。そこで回覧してもらっても600以上要るわけですよ。だから、そういった特に消費生活問題というのは今、社会問題となっているので、広く知ってもらうためには、予算上1,000部ということも仕方ないのかもしれませんが、そういったところもぜひ考えていただいて、パンフレットの中身が非常によければまた増刷をして広く知ってもらうとか、ぜひそういったことも検討していただきたいということで、これは要望です。

○堤委員

工業政策事業の緊急雇用創出基金事業の分なんですけども、まず1点、これは単年度ですか。

○百崎工業振興課長

単年度事業でございます。

雇用期間につきましては、平成25年の8月から翌年度の3月までの8カ月間を今計画しているところでございます。

○堤委員

さきの説明であったんですけれども、要するに事業主に雇ってもらうわけですね。で、お給料をこの補助金の中から8割から7割か知らんけど、それぐらいの金額を充てるわけですよ。確かに事業所の事務費的なものとか管理費も要りますし、保険料とありますからね、そんなものでしょうけども、形としてはICTの技術とか知識を深めてもらいながら、お金を上げるというだけのことで終わりですかね。

要するに、例えば市役所のほうは委託したその事業主に対してはどういうふうはこの補助金を使ったかというときに、ほとんどが人件費で終わってしまうということでオーケーという事業ですよ。ちょっと確認です。

○百崎工業振興課長

事業の中身を詳しく説明いたしますと、起業後10年以内の地域に根差した企業の支援をまず行うということですね。で、地域に根差した雇用の創出を図るということで、結果と申しますか、ICTに関する技術を未就業者の方に習得してもらうとか、そういうところも目的でありますので、それが新たな就職につながったり、そういうところまで目的にはしておるところでございます。

○堤委員

そうすると、そのベンチャー企業支援にもなるわけですね。その2つの目的ということですね。了解です、わかりました。

○池田委員長

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、第43号議案の審査を終わります。

続いて、繰越関係の報告について説明を求めます。

◎第5号報告 平成24年度佐賀市一般会計繰越計算書の報告について 説明

○池田委員長

以上説明がございましたけども、御質疑のある方。

○堤委員

大隈記念館の展示改修計画ですね。ざっと言うとどんなふうに変えていくということなんでしょうか、ちょっと中身をお教えいただければと思います。

○香月経済部副部長兼観光振興課長

まず、展示改修ということなんですが、展示の施設設備自体が古くなっておりまして、

セキュリティの問題、構成の問題があつて、例えば、早稲田大学から資料を借りて展示をすとしても、その設備の問題があつて貸し出しができないというような状況がありました。そういうことで展示設備をやりかえるということと、そして、展示自体につきましても以前から更新がされておられませんので、内容を見直すということを今回計画しております。

○池田委員長

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり) そしたら、御質疑ないようですので、繰越関係の審査を終わります。

以上で、経済部関係の審査を終了いたします。

経済部の職員の方は退室されて結構です。

◎執行部入れかわり

○池田委員長

それでは、農林水産部の審査に入りますが、初めに4月の人事異動に伴う、課長級以上の新任職員の紹介をお願いいたします。

◎職員紹介

○池田委員長

それでは、付託議案に関係のない職員の方は退室されて結構です。

◎関係職員以外退室

それでは、農林水産部に関する議案の審査に入ります。

まず、第52号議案について審査を行います。

執行部の説明を求めます。

◎第52号議案 大和町松梅地区活性化施設の指定管理者の指定について 説明

○池田委員長

この件について御質疑ございますか。

○亀井委員

株式会社になったということで、農業分野以外からも株主というか、役員という形で参入されているのかどうか。今までの法人と今度の法人の中身がどう変わっているのかというのをちょっと教えてください。

○農業振興課地産地消推進係長

法人の構成員でございますけれども、株主という形になりますけれども、これにつきましては従前の農事組合法人の組合員がそのまま株主という形で移行しております、基本的に法人の運営の中身自体、定款等につきましても、従前の農事組合法人の運営方針、運営内容を継承しているというような形になってございます。

○亀井委員

株式会社になったからといって、新しく株主になったりとかいう人はいないということですか。

○農業振興課地産地消推進係長

おっしゃるとおり、そのまま従前の組合員さんが株主という形で引き継いでおります。以上です。

○西村委員

株式会社で利益が出た場合は法人税が掛かると思うんですが、一方、市役所に500万円ですかね、寄附をされているようですけども、市役所からも指定管理料が行っているんでしょう。差し引きしてプラスが出れば税金が掛かるわけですから、むしろその500万円をもらわないで、その分は差し引いてやるというふうな感じのことはできないのか、その辺のことを。税務関係わかりますかね。

○農業振興課地産地消推進係長

確かに寄附をですね、500万円を基本額といたしまして、毎年寄附をいただいております。当然それを差し引いた後の利益に対して税金が掛かるといような形にはなります。

税金に関して言いますと、農事組合法人と株式会社の違いで申しますと、利益が800万円超の部分の税率がですね、30%になるというところが幾分違った部分がございますので、株式会社になったことで、利益が上がってくればその分ちょっと税金が余計に入ってくるという部分はあるかと思っておりますけれども。

以上でございます。

○西村委員

ですから、500万円をもらわないで、その分、指定管理料を安くすると法人税はもうその分は掛からないわけですね。そういうことがどうかなと思うんですが。

○田中農林水産部長

市が500万円いただいている分につきまして、あくまでもいただいた部分を目的基金として積み立てしております。

その分はあくまでもそよかぜ館、市の建物ですね、今後、維持管理していくために、そこに入居をされている方たちの好意をもって、積み立てさせていただいているということですので。現時点で約4,000万円程度積み立てをしてしております。これは活性化基金の中に積み立てをして、その基金は、そよかぜ館の今後の維持管理、または大規模な改修に備えるということでございますので、あくまでもその目的とした基金として積み立てさせていただいているということで御了解をいただきたいと思っております。

○西村委員

ということは、500万円のうちの丸々じゃないけれども、ある程度は必要経費として認めて税金の控除になっているということですかね。

○農業振興課地産地消推進係長

いただいている寄附の額につきましてはですね、法人税の計算上は必要経費という形で経費に算入をされておりますので、それを差し引いた残りの剰余金から利益という形になりまして、それに対して税率が掛かるというような計算になっております。

以上でございます。

○山田副委員長

株式会社そよかぜ館の資本金はお幾らですか。

○池田委員長

わかりますか。（発言する者あり）じゃあ、後から。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないですね。そしたら、後でわかった時点で報告してまいります。

それでは、次に第43号議案補正予算についての説明を求めたいと思います。

◎第43号議案 平成25年度佐賀市一般会計補正予算（第1号）中、第1条（第1表）歳出 第6款 説明

○池田委員長

それでは、委員の皆さんに質疑を求めたいと思います。

○堤委員

NPO法人の技術交流フォーラムですかね。こちらのほうに対する補助というのは、1,200万円のうちの幾らで、具体的に何をやるのかな、研究だけなんですかね、何なのか、その補助金の使い道というのはどういうことで使われるのか、ちょっと教えてください。

○川副森林整備課長

技術フォーラムのほうに補助する金額は1,200万円のうちの980万円でございます。

これは県、または林野庁の査定を通った金額ということで、査定された金額で、基本的には事業費の全額を補助するというところでございます。

この技術フォーラムの活動の内容でございますけども、実際に現在建設中である有明沿岸道路ですね、ここで木ぐいを使って地盤改良を行うという試験を行う予定をされております。

これまではコンクリートまた土盛りという形でございましたけども、極力、木ぐいを使うことによって木材利用のほうを高めていきたい。または工事のコストを下げたいということで考えられております。そういった県内での大きな実証実験でございますので、実際には県と林野庁との中で査定がされて、実際されておったんですけども、この事務所というのが佐賀市内の久保泉のほうにございます。そういうことで佐賀市で一応予算を県からもらって計上しているということでございます。

設計書としてはですね、工事の区間としましては、国交省と既に協議をされて、ある一定の場所を借地してといたしますか、有明沿岸道路になるところ、そこにくいを打っていっ



て、そして耐久性を検証するというところでございます。

○山口委員

10目の農村振興総合整備事業費なんですが、済みません、ちょっと私聞き取りにくかったんで、68%の進捗率になると言われたのは、6年間事業の中で平成24年、25年の最初の2カ年で進捗率の3分の2以上が達成できるという意味でよろしかったんでしょうか。

○農村環境課参事兼農村環境整備係

2年間で予算ベースで68%進捗しているということで結構でございます。

○山口委員

そしたら6年間しないで、3年ないし4年ぐらいで全部工事を終えて次のところに行かれるなんていう計画はできないんでしょうか。

○農村環境課参事兼農村環境整備係

現在の事業費ベースで年次計画どおりいきますと、約1年間の短縮が見込まれております。

次期事業につきましては、地元からの要望も非常に多いために農林水産部内、財政課とも今後協議をしていきたいと考えております。

以上です。

○農業振興課地産地消推進係長

申しわけございません、先ほどの資本金のことにつきまして、お答えをさせていただきます。

株式会社設立時の出資金につきましては、株主10名、1人当たり1万円ですね、これは農事組合法人を設置したときの出資金をそのまま引き継ぎまして、株主出資金としては10万円ですね。その他の譲与金を含めた資本としましては、約4,470万円という形になっております。

以上です。

○池田委員長

もう一回はっきり言ってください。

(「資本金だけでよかですよ」と呼ぶ者あり)

○農業振興課地産地消係長

10万円になります。

○堤委員

資本金は10万円ですよ。わかりました。四千何百万円というのは、それはだって自社株を三千何百万円自分のところを出しては株式会社ってつukれないはずだから、やっぱり資本金10万円ですよ。確認ですけど。

○倉持地産地消推進係長

資本金は先ほど申しました10万円です。4,400万円と申しますのは積立金とかそういっ

たものも含めたところでの資産になります。

○池田委員長

それでは、第52号議案のそよかぜ館の指定管理者についてはこれで終了いたします。

それと、第43号議案についてもよろしいですね。質疑ないですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

審査を終わります。

それでは、続きまして繰越関係の報告について説明を求めます。

◎第5号報告 平成24年度佐賀市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について 説明

○池田委員長

それでは、繰り越し関係についての質疑を行います。

○江頭委員

林業費の木造公共施設等整備支援事業、副島病院のリハビリセンター分というのは内容  
はいいんですけども、何で全額繰り越したのかという理由だけでいいですけど。

○川副森林整備課長

本来ならば平成25年度の当初予算のほうに上げたいというふうに考えておりました。

ただ、副島病院がどうしても平成24年度から作業に入っていきたいということで、県と  
も協議をされておりました。これは今回6月補正で、加速化事業の関係で市立公民館であ  
るとか、学校関係の建てかえのほうにも財源振りかえということで、予算要求を各課のほ  
うでしておりますけども、実はその辺のタイミングとしては上げたかったんですけども、  
先方が平成24年度からそういった作業に入りたいということでございまして、県との調整  
もありまして、事業的には県及び林野庁の審査を通過しておりましたので、その分を前倒し  
て2月補正のほうに上げたということでございます。

○田中農林水産部長

補足しますけれども、平成24年度末に経済対策が来ましたので、この分で先取りして予  
算枠だけ平成24年度に確保したということで、実質は平成25年度に実施をするという形に  
当初からなっておりました。

以上でございます。

○亀井委員

よくわからないのでちょっと教えてもらいたいんですが、農業費の中の最終処分場関連  
水路等整備事業で泥土をどうするかということがちょっとあれだったみたいな話があった  
んですけど、どの泥土は結局どうなったのかということですね。

それと、水産業費のところにも戸ヶ里と広江漁港のしゅんせつ事業がありますけど、こ  
の泥土はどうしているのか、ちょっとそれも教えてくれませんか。

○農村環境課参事兼農村環境整備係

最終処分場関連の泥土の処理ですけども、泥土改良にセメントを使います。で、農業関

係からすれば早期に改良して田植え前に完全に終わっておいてほしいと、3月までには終わっておいてほしいというのが希望なのですが、嘉瀬地区下流にすぐ有明海がございまして、セメントでのあくといえますか、アルカリ成分が有明海に流出するのがちょっと懸念されるということで、漁家のほうからは、ノリが終わった後にやってくれということで、農家と漁家の話し合いといえますか、その間、ちょうど影響がない範囲での泥土改良、セメントを使った改良となるので、こういった繰り越しが発生しております。

以上でございます。

○水産振興課振興係長

漁港のしゅんせつした泥についてはですね、一応土壌分析をしまして、成分的にも影響がないということを確認とって、沖合いの漁場のほうに造成をやっています。

○池田委員長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次に第10号報告専決処分について、説明を求めます。

◎第10号報告 専決処分の報告について 説明

○池田委員長

今の件について御質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑ないようですので、これをもって農林水産部関係の審査を終了いたします。

職員の方は退室されて結構です。

◎執行部退室

○池田委員長

本日の付託議案の審査に関しての現地視察の御希望はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、それでは、あすは10時に再開をしたいと思います。

本日の経済産業委員会はこれをもって終了いたします。